

西条市SDGs推進協議会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この協議会は、西条市SDGs推進協議会（以下「協議会」という。）という。

(事務所)

第2条 協議会は、事務所を愛媛県西条市神拝甲150番地1西条市産業情報支援センター内に置く。

(目的)

第3条 協議会は、人口減少及び少子高齢化が急速に進展する中、多様な関係主体が参画して切磋琢磨するとともに、相互に連携して「持続可能な西条市」の実現に向けた各種課題の解決を図り、西条市SDGs未来都市を推進することを目的とする。

(事業)

第4条 協議会は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 西条市SDGs未来都市の実現に向けた取組の推進に関すること
- (2) SDGs達成に向けた普及啓発に関すること
- (3) 会員等の交流及び連携に関すること
- (4) 前3号に掲げるもののほか、目的の達成を図るために必要なこと

第2章 協議会の会員等

(協議会の会員等)

第5条 協議会は、次の各号に掲げる者（以下「会員」という。）をもって組織する。

- (1) 正会員（SDGs推進団体）：別に定める入会手続きを経て理事会の承認を得た法人、各種団体及び個人事業主（以下「法人等」という。）
- (2) 特別会員：学識経験者（大学等）、国及び地方自治体（関係機関を含む）及びその他理事会で承認された者

2 本協議会は、必要に応じてオブザーバーを設置することができる。

(入会)

第6条 協議会の入会にあたっては、理事会の承認を得なければならない。

2 協議会の会員になろうとする者が次の場合に該当するとき、協議会は入会を拒否することができる。

- (1) 入会申請をした者が、法令もしくは公序良俗に反する事業を行い、またはこれを行おうとしている場合
- (2) 入会申請手続きに不備のある場合
- (3) 本協議会より除名処分を受けたことがある場合

(会 費)

第7条 会員は、協議会の目的を達成するため、次の年会費を支払う義務を負う。

- (1) 正会員（SDGs推進団体）：1口（1万円）を1口以上
- (2) 特別会員：無料

2 年会費は、事業年度の中途加入の如何によらず、全額納入とする。また、協議会は、必要に応じて理事会の承認のもと臨時会費を徴収することができる。

(届 出)

第8条 会員はその氏名及び住所（会員が企業等団体の場合においては、その名称、所在地及び代表者の氏名）に変更があったときは、遅滞なく協議会にその旨を届け出なければならない。

(退 会)

第9条 会員は任意に退会することができる。

2 会員は退会により、協議会に対する権利、義務を失う。ただし、未納の入会金及び会費を負担すべき義務を負い、既納の入会金及び会費の返戻をうけることはできない。

(除 名)

第10条 会員が本規約若しくは総会の決議に違反する行為または協議会の運営に支障を及ぼす行為を行った場合は、総会の決議により会員を除名することができる。

(SDGsパートナー等)

第11条 協議会は、必要に応じて以下の制度を設置することができる。

- (1) SDGsパートナー：協議会の目的に賛同し、協力する意思をもつ法人等
- (2) SDGs個人サポーター：協議会の目的に賛同し、協力する意思をもつ個人

2 SDGsパートナー及びSDGs個人サポーター（以下「SDGsパートナー等」という）の年会費は、無料とする。ただし、協議会は、必要に応じて理事会の承認のもと臨時会費を徴収することができる。

3 SDGsパートナー等は、協議会の総会における議決権を持たない。

4 第6条第2項及び第10条の規定は、SDGsパートナー等に準用する。

第3章 役員等

(役員の数及び選任)

第12条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 若干名

2 前項の役員は、第5条第1項の会員の中から総会において選任する。

3 会長、副会長、理事及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(役員職務)

第13条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

3 監事は、次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 協議会の業務執行及び会計の状況を監査すること

(2) 前号において不正な事実を発見したときは、これを総会に報告すること

(3) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること

(役員任期)

第14条 役員任期は、2年とする。

2 補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(任期満了又は辞任)

第15条 役員は、その任期が満了し、又は辞任により退任しても、後任の役員が就任するまでの間は、なおその職務を行うものとする。

(役員解任)

第16条 協議会は、役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決を経て、その役員を解任することができる。この場合において、協議会は、その総会の開催の日の7日前までに、その役員に対して書面をもってその旨を通知し、かつ、議決の前に弁明する機会を与えるものとする。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき

(2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない非行があったとき

(役員報酬)

第17条 役員報酬は無償とする。

2 役員には、費用を弁償することができる。

3 前項に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第4章 会議等

(会議種別等)

第18条 協議会の会議は、次のとおりとする。

(1) 通常総会及び臨時総会（以下「総会」という）

(2) 理事会

2 総会の議長は、総会において出席会員のうちから選出する。

3 通常総会は、毎年1回開催する。

4 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 会員現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき

(2) 第13条第3項第3号の規定により監事が招集したとき

(3) その他会長が必要と認めたとき

5 理事会は、必要に応じて会長が招集し、開催する。

(総会の招集)

第19条 前条第4項第1号の規定により請求があったときは、会長は、その請求のあった日から30日以内に総会を招集しなければならない。

2 総会の招集は、少なくともその開催の7日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を会員に通知しなければならない。

(総会の議決方法等)

第20条 総会は、会員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。

2 会員は、総会において、各1個の議決権を有する。

3 総会においては、前条第2項によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りでない。

4 総会の議事は、第22条に規定するものを除き、出席者の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 議長は、会員として総会の議決に加わることができない。

(総会の権能)

第21条 総会は、この規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

(1) 事業計画及び収支予算の設定又は変更に関すること

(2) 事業報告及び収支決算に関すること

(3) その他協議会の運営に関する重要な事項

(特別議決事項)

第22条 次の各号に掲げる事項は、総会において、出席者の議決権の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

(1) 協議会規約の変更

(2) 協議会の解散

(3) 会員の除名

(4) 役員解任

(書面又は代理人による表決)

第23条 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

2 前項の書面は、総会の開催の日の前日までに協議会に到着しないときは、無効とする。

3 第1項の代理人は、代理権を証する書面を協議会に提出しなければならない。

4 第20条第1項及び第4項並びに第22条の規定の適用については、第1項の規定により議決権を行使した者は、総会に出席したものとみなす。

(理事会の権能)

第24条 理事会は、この規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 総会に付すべき事項に関する事
- (2) 総会で委任を受けた事項に関する事
- (3) 総会を開催する時間的余裕がない場合における総会の議決事項に関する事
- (4) その他協議会の運営のため、必要な事項に関する事

2 前項第3号の規定により処置したときは、会長は、次の総会においてこれを報告し、その承認を求めなければならない。

(理事会の構成及び出席)

第25条 理事会は、第12条に規定する役員及び事務局長をもって構成する。

2 理事が代理人または書面によって議決権を行使する場合、出席理事とみなす。この場合の代理人は、当該理事の属する法人等の構成員に限るものとする。

3 前項の代理人は、代理権を証する書面を理事会に提出しなければならない。

4 理事会が必要と認めるときは、第1項に規定する以外の者を出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(事業推進ワーキンググループ)

第26条 協議会は、理事会の決定をもって事業推進ワーキンググループを置くことができる。

2 事業推進ワーキンググループは、第5条第1項の会員のうち、会長の承認を受けた者をもって組織する。

3 事業推進ワーキンググループにリーダー及びサブリーダーを置き、会長がこれを定める。

(部会)

第27条 協議会は、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会に部会長及び部会事務担当者を置き、会長がこれを定める。

3 部会は、第5条第1項の会員および第11条第1号のSDGsパートナーで構成することとし、部会長の承認を受けた者をもって組織する。

第5章 事務局等

(事務局)

第28条 総会の決定に基づき協議会の業務を執行するため、事務局を置く。

2 事務局は、第5条第1項の会員の中から会長が任命する。

3 協議会は業務の適正な執行のため、事務局長を置く。

4 事務局長は、事務局の中から会長が任命する。

5 協議会の庶務は、事務局長が総括する。

(事業年度)

第29条 協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(収支予算)

第30条 協議会の収支予算は、会長が作成し、事業開始前に総会の議決を得なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により収支予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、収支予算成立の日まで前事業年度の収支予算に準じ収入支出することができる。

(監査等)

第31条 会長は、毎事業年度終了後、次の各号に掲げる書類を監事に提出し、その監査を受けなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 収支計算書

2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に報告するとともに、会長はその監査報告書を総会に提出しなければならない。

第6章 雑 則

(細 則)

第32条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、令和4年1月25日から施行する。ただし、第7条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和4年4月1日から施行する。